

随意契約理由書

工事名称 堺泉北港 埠7区 ジブクレーン補修工事

堺泉北港湾水域の塵芥処理については、一般社団法人大阪府清港会に委託しており、清港会では、台風や大雨等に伴い水域に流出した流木やゴミを清掃船で回収後、ジブクレーンにより陸揚げしています。

本工事は、設置後3~4年経過し老朽化が進行しているジブクレーンの構成機器の内、主要機器である電動ホイストを更新するものです。

更新にあたっては、電動ホイスト本体のみならずジブクレーン設備全体の特性や構造を熟知している必要があり、ジブクレーン本体の設計資料及び専門知識を有していることが求められます。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計、製作、据付を行った川鉄鉄構工業株式会社から当該事業を継承したJFEプラントエンジ株式会社以外にないことから、同社より見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、JFEプラントエンジ株式会社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。